

## 第8講 デジタルアーカイブと知的財産権（1）

吉川 晃（岐阜女子大学）

デジタルアーキビストとして、アーカイブを計画し、そして資料収集し、そして構築し、そして利用許諾し、また運用していくという、こういったときに必要な権利処理について説明します。

### 【学習到達目標】

- ・デジタルアーキビストに著作権処理の能力が必要であることについて具体的に説明ができる。
- ・著作者の権利について具体的に説明できる。
- ・著作権の契約書を作成できる。

### 1. デジタルアーキビストと著作権

この講座は基本的にデジタルアーキビストとして、アーカイブを計画し、そして資料収集し、そして構築し、そして利用許諾し、また運用していくという、こういったときに必要な権利処理について、その流れに沿って構成しました。

まず情報源について最初にお伝えしておきたいと思いますが、一番重要なのは文化庁の著作権テキストで、これは毎年度更新する内容になっております。これは言わば無料の学習教材としては非常に役に立つもので、常に更新されていますので、その新しいものを見ていただくと何が新しくなったかということも分かるような仕掛けになっています。基本を押さえながら知識のリニューアルをするという点では、これは一番有力かと思います。特に今日ご説明するのは、まさに基礎のような話になりますので、一度時間のあるときにこの著作権テキストの解説部分にざっと目を通してくださいと、私の今日の説明の更に復習になりますので、ぜひこういうことをお勧めしておきます。

また、今日はご説明する時間がそれほど長くないので、若干短過ぎると思いますので、肖像権についてとかあるいは個人情報保護について、こういったものについても学会あるいは委員会のほうでハンドブックなどの提供がありますので、これもインターネットでこういうものをダウンロードしていただいて、時間のあるときに御覧いただくといいと思います。権利処理としては著作権が学習する場合の基本になるとは思いますけれども、そのほか肖像権、それから個人情報、それから後ほど出ますけども慣習というような、法令ではないけれども



著作権テキスト

尊重しないとデジ

タルアーキビストとしての仕事はできないものもあります。あるときに御覧いただくといいと思います。権利処理としては著作権が学習する場合の基本になるとは思いますけれども、そのほか肖像権、それから個人情報、それから後ほど出てきますけども慣習というような、法令ではないけれども尊重しないとデジタルアーキビストとしての仕事はできないものもあります。

## 2. 著作権の基礎

それでは早速、著作権の基礎について学んでいきたいと思います。文化庁の著作権テキストの4～5ページというのは本当に基礎中の基礎なので、この機会に頭の中に入れていただくといいと思います。

### (1) 著作権

まず著作権というものは、法律の中には著作者の権利と隣接権という、著作隣接権というものがございます。著作者というのはまさに著作物をつくった人ですね。創作した人なのですが、そのほかに隣接権といって実演家、放送事業者、有線放送事業者、これは放送関係でくくってもいいと思います。それからレコード制作者と、この3者というか4者に権利が認められております。これは歴史的な経緯でこのようになっておりまして、隣接権という言い方は、著作権の隣にある権利だということで、主として伝達するという役割を担っている人たちの権利として保護がされております。ですから著作権には著作者の権利と著作隣接権というものがあると頭に入れていただければと思います。

第2の点は、著作権は産業財産権と異なりまして自動的に付与されます。これも時々新聞などでもよく報道されたりもしますので、そういう解説をお読みになつた方も多いと思いますが、無方式主義といいまして自動的に付与されます。ですからプロの方でなくとも全くの素人であっても、著作物をつくった場合にはその権利者となる、無方式で権利者となるという、そこにポイントがあります。権利が発生するという点では非常によろしいのですけれども誰が権利者であるのかというのが分かりにくくなる、こういう仕組みを背負っております。

それから著作者の権利の中には、人格権と財産権があります。財産権はおなじみかと思います。作詞作曲した人には何か使用された場合にはお金が入るとかそういうふうな知識はお持ちかと思いますけども、財産権のほうを大体頭にすぐぴんとくるのですけど、人格権というのがあるのだということも、これも著作権の特色ですので頭に入れていただければと思います。後ほどまたこの内容についてはご説明いたします。

保護期間ですけれども、これは死後 70 年という、一言で死後 70 年というよう覚えていただければいいのですけれども、非常に長くなっています。ですから死後 70 年までということは、当然生存中は何か創作をして、そこから生存中はもちろん、亡くなつてから 70 年、正確に言えば亡くなつた年の次の年の 1 月から数えて 70 年間は保護されるというそういうふうな形になっています。ですから、70 年というのは相当長いので、権利がなかなか切れないというふうにちょっと認識をしておいていただければと思います。また、原則として人格権は生存中とされておりますが、これにも若干の注意が必要です。しかし、原則として人格権は生存中だということで覚えてください。

それから著作権の中で、特に財産権の中で複製権とか公衆送信権とか、○○ 権、何とか権といって出てくるのですけれども、これは無断で○○されない権利である、すなわち権利者の許諾を得ないと無断ではできないのだという権利だというふうに読んでいただくと理解がしやすいと思います。

従つて複製権といった場合には、無断で複製されない権利ですね。自分が複製するという権利ではなくて、されない権利なのです。ですから許可をもらわなくて勝手にコピーを取るということは原則できることになるわけです。これはこういう読み方をしていただく頭に入りやすいということでここに示しております。

それから最後になりますが、国際条約というものが著作権の背景にあるということを頭に入れてください。これはなぜこういうことを言っているかというと、国内法でそれじゃあ日本の著作権法を自由に変えてもっとこうしたらしいじゃないかといろいろとアイデアをおっしゃる方もいるわけなのですけれども、それはそれで一つ議論をしたらよろしいのですが、国際条約が基になっているので、そこを遵守する形で改正するならいいですけれども、遵守しない形になりますと、これは条約違反ということになってしまいますので、そこは注意しなければいけません。基になっている条約はどういうものですかというと、このベルヌ条約というのが著作権の基本条約です。この条約は、19 世紀にできたもので、出版の海賊版や何かが出回って困ったということで、スイスの首都のベルンに集まつて、それでつくられた、そういう条約なのです。これがベースになっております。

また隣接権のほうはローマ条約ですね。かなり遅れてスタートしております。特に 1990 年代以降、インターネットが普及しまして、それで WIPO、ワイポと読みますが、WIPO の著作権条約など権利保護の強化とそれから利用への配慮、こういったことでインターネット時代に合わせた国際条約がつくられており

ます。我が国もこれに参加して批准しておりますので、こういった条約を遵守するという義務が我が国にあるということを頭に入れてください。こういった条約がベースになって著作権法とかができるのです。

## (2) 著作物

次は著作物についてご説明します。先ほどから私の説明の中で著作物を創作したという言い方をしているのですけれども、著作物とは一体何でしょうか。ある程度のイメージをお持ちだとは思うのですけれども、法律上はこのような書き方になっています。思想・感情を創作的に表現したものであって、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するものです。大切なのはアイデア自体を保護するものではないのです。こういうアイデアを持っているということで、そのアイデアを独占するということはできませんよということになります。ですから何か表現した形のもので、何か似ているというのがあったりしますよね、美術とかあるいは音楽や何か。あるいは場合によっては文芸とかそういった場面で、何か似たような表現があるなというふうに感じる部分もあるかもしれません。全くそれが同じ楽譜の上の表現であればそれは問題になるかもしれません。要するに複製権侵害とかそういうことになるかもしれませんが、要するに大事なのはアイデア自体を保護するものではなくて、表現したものを保護するというのが著作権法の基本ですね。それが創作的なものじゃなきゃいけない。あり当たりのものじゃいけませんよということですね。ここで創作的かどうかということについて裁判で争っているものいろいろございます。

## (3) 著作者

著作者とは創作した人のことです。これは比較的簡単なのですが、ゴーストライターとかそういうことになってきますと、ゴーストライターさんが著作者になるわけですけども、恐らく契約によってそのゴーストライターさんの権利を吸い上げて、そしてその著作者として名前を出している方のほうに権利を吸い上げている可能性があると思います。ですから、著作権法の立場からすると、ゴーストライターが著作者ということになるわけですね。それから二次的著作物もここにあるように翻訳とか編曲とか映画化した場合、こういったものも別の著作物として保護対象になりますということで、これは別の権利者がいるわけですね。

音楽の作詞作曲をした方と編曲をした方と、これは2人の権利者、別々の権利としてちゃんと保護されるということになります。翻訳した方もちゃんと翻訳者として保護されますということですね。それから編集著作物ですけれども、これ

は編集して、要は部品を集めて、そしてまた1つの著作物にするという、新聞とか雑誌、事典などが典型的ですけども、これは編集著作物といいまして、これも1つの著作物として保護されます。また部品の部分も、これもちゃんとした著作物であるというふうに取り扱われるわけです。だから二重構造になっているわけですね、こういったものは、ですからこれが非常にデジタルアーカイブの場合は恐らく編集著作物になると思いますので、こういった理解は必ず頭の中に入れていただければと思います。

それから次は法人著作というものですけれども、個人が著作者になるのは創作すればいいわけですけれども、法人はなれないのかねというと、これはなれる仕組みが法律上定められています。条件が幾つかございますのでまた後ほどご説明いたします。これはここにあるように法人として企画して、業務に従事する、雇われている方が職務上創作するということ。法人名義で公表されるものということで、法人が権利者になることもできます。ですから教育委員会とかあるいは企業や何かでこのデジタルアーカイブをつくるというようなことになりますと、これは法人としての権利者、法人が権利者になることも可能です。

著作物の種類としてはいろいろ例示されているものがありますが、この中で例えば建築とかですね。建築物というのは実は著作物であると。ここら辺はちょっと意外な感じを受けられるかもしれません。またプログラム、コンピュータープログラムというものは後になってから入ってきまして、これはいろいろな経緯の中著作権法で保護するといったことが国際的な条約の中で処理がされていますので、原則的にはプログラムも著作物として保護の対象になります。

次に著作者についてですが、法人については先ほどご説明しましたが、もうちょっと詳しくご説明しますと、法人も著作者になれます、ここにあるような条件をすべて満たす必要があります。企画を立てるということ、それから業務に従事するものが創作するということ、それから公表する場合は法人名義で行うこと、それから就業規則等に職員を著作者とする定めがないこと。これはだからこういう定めをしていなければいいということなのですが、こういったことが条件になります。もし、会社名義で公表する、著作者に法人がなるのだということならこういう条件を満たすという必要があるわけです。

それから映画についてはプロデューサーとか監督とか美術監督とか撮影監督とかこういったものについては権利者になりますけども、しかし原作とか脚本、音楽の著作者は映画の著作者にはなりません。この辺は全体的形成に寄与した者ということなのでこういうふうな整理がなされているわけです。こういうものを、映画の著作物をアーカイブ化するというのはちょっと珍しいかと思いますが、場

合によっては動画を撮影したものをということになりますと、動画を撮影したその著作物の中で全体的形成に創作的に寄与したものを権利者だということで区別をしていかなければなりませんので、これはこういうものだということで、一応、ここで覚えていただければと思います。

#### (4) 著作者の権利

さて、次は著作者の権利ですけれども、先ほど最初に申し上げたとおり、人格権というのがあります。人格権には3つの権利が書かれているんですね。公表する権利、要するに公表するかしないかを決めるということですね。氏名表示権というのは、その著作者の名前を表示してもらう権利。常に常識的に見て表示できない場合もありますけども、できる場合にはきちんと表示してもらうと。それから同一性保持権というのがあります。これは無断で改変しては駄目という、これを覚えていただければと思います。すなわち著作物の同一性を保持してもらう権利ということですね。特にこの同一性保持権、ちょっと何か耳慣れないかもしれませんけども、人格権の中では同一性保持権が問題になることがしばしばあるので、これはアーカイブの仕事をされる場合には注意が必要です。特に注意が必要です。

それからもう一つの財産権についてですけれども、これはテキストを参照していただければと思うのですが、いろいろな形で書かれています。種類に応じて多様な権利が定められていますが、基本となる、ぜひ覚えていただきたいのはこの2つですね。複製権、無断で複製されない権利。それから公衆送信権、これはいわゆるネットに流すということですが、公衆送信権というのも無断で公衆送信されない、ここに送信可能化ということが書いてありますが、アップロードするというふうに、要するにダウンロードが可能なような状態に置くということで送信可能化という、そういう日本語に翻訳してこういう言葉を使っているのですけれども、いわゆる公衆送信を無断でされないという権利があります。この2つの権利は非常によく出てきますので、よく覚えておいていただければと思います。またこの場合、公衆というのは何だろうかと、ちょっと皆さん持っているイメージと違うかもしれないで、公衆はまず不特定の人たちというのは大体公衆ということになるのですね。ただ、特定多数、これも実は公衆になります。ちょっとイメージが違うかもしれませんけども、特定多数も限定されているから、例えば会員に限るとかいうふうになっていたとしても、会員が多数になっている場合にはこれは公衆送信になってしまいうといふ、こういう仕掛けになっておりまして、会員だからいいよということではないというのが公衆送信権の場合の公衆の理解と

しては重要です。特定多数を含むということで、これはだから特定少数以外は全部という、そういうふうに見てもいいのですね。こういうことで公衆送信権というのを覚えておいていただければと思います。

それから重要な基礎的な知識として、最初にも出しましたけれども、財産権が死後 70 年まででしたよね。それから人格権は生存期間中なのだと。ここにちょっとただし書がございます。ただし書のところをちょっと注意していただく必要がありますので申し上げます。「その死後も侵害行為は不可」と書いておきまして、ですから死んだからといって、死んでいるのだからもう著作者人格権がないよと、じゃあもう切り刻んでしまえ、同一性保持権はないのだから切り刻んで使ってしまえという、これはやっぱりちょっと問題があります。ですから実務上は著作権の財産権のほうの権利者、ご遺族の方などがいますので、何かやる場合にはこういうことでやりますよというような連絡を取り、一言断って、もちろん権利がない状態になっているので、通常の場合には、ああ、そうですかで終わると思うのですけれども、侵害行為をしているような場合は、ちょっと人格権上問題になるよということがありますので、実務として、ここは注意していただければと思います。

## (5) 著作権の保護期間

それから保護期間ですね。何か保護期間がどんどん延びているものがあります。特にディズニーのミッキーマウスは大分昔につくられたのだけれども何か延びているというようなそういう話も聞いたことがあるという方がいらっしゃるかもしれませんけれども、保護期間が実は終わっていないものについては、国際条約で保護期間が延びたというような場合には、切れてなければまた延びていくのですね。保護がどんどん延びていく可能性はあるということです。これはまた注意していただく必要があります。日本でもだんだんと保護期間を延ばしているところがあります。これは様々な国際交渉の中で延ばしている、今、死後 70 年まで延びたわけですが、こういったことの影響で、まだ生きている権利、財産権についてはさらに 50 年だったのですけども、それが 20 年プラスになったというような。ですからいわゆる保護期間が切れたものでなければ、またそのプラスされた部分が延びると、こういう仕掛けになっているということですね。これら辺も知識としてしっかり押さえていただければと思います。

さて、ここからはもうちょっと細かな話になってきますので、どんどん知識を覚えてくださいというのは大変かと思うのですけれども。ですからこの辺りはまた復習するときにゆっくりとテキストのほうで確認していただければと思うので

すけれども、基礎的な知識として紹介はしておきます。この場で全部覚えてくれというのはちょっと酷かと思いますので、紹介をしたいと思うのですけれども、著作権というのはなぜ保護しているかというと、これはいわゆる文化の振興のためなのですね。ですから我が国や、あるいは国際的にいわゆる創作的な文化的活動を振興しよう、推し進めよう、そういうことなのです。ただ、複製権など独占的な権利を著作者に与えるものですから、そうするとあまり権利が強過ぎるとこれはやはりいろんなところでかえって文化の振興にマイナスになってしまいういう、そういうことが起こり得るのですね。時々そういう議論が国内でも巻き起こるときがあります。

それで例外的に無断利用ができますよという、そういう場所や場面を例外的に例挙して、挙げて、それで法律上そこはもう無断利用で結構ですという場所をつくっているのですね。その典型的なものが、例えば私的使用のための複製。個人的に使用するための複製なり、あるいは教育関係、典型的な例ですけども、例えば学校の中で使う、特に授業の中で使っていくようなここに挙げたような条件が満たされれば、著作権者の利益を不当に害しないと、ここは非常に大事なのですけども、この利益を不当に害しないということであれば、これは無断利用を認めようと、こういう言わば文化の振興のための特別措置が著作権法の中に組み込まれているという、そういうものなのですね。この辺もまたちょっと後で触れますけれども、これはあまりこの辺りを拡大解釈すると、やはり権利者の利益を不当に害してしまう可能性がありますので、これは注意していただければと思います。無断利用可能な場合が例挙されていますので、いろいろ細かく例挙されているので、これは著作権テキストを参照してください。

## (6) 写り込みの問題

それからよく問題になっていたというか、議論のための議論のようなところもありますけど、いわゆる写り込み、写真を撮ったときにその本人の着ているものの中にキャラクターが写っているとか、あるいは縫いぐるみを抱いていたとか、それはディズニーのキャラクターであったとか、そういったときにその写り込んでいるものについて著作権を侵害しているじゃないかというような、そういうような議論があったわけですね。それは軽微な構成要素の場合には問題にしません。それも例外でございますということをきちんと文化庁のほうで規定をして、改正しましたので、この写り込みについての問題処理は終わっているということで、この写り込みは特に皆さん、気にする必要はなくなりました。そのことをちょっと頭に入れておいていただければと思います。デジタルアーカイブや

何かのときも、写真を撮られた方の権利は、それは一応了解を取ったのだけでも中に写っているものがちょっと微妙だなんていうことが昔は起こったかもしれません、もうその問題は解決しましたということあります。それから図書館とか美術館とか博物館、その関係者の方でこのデジタルアーキビストの資格を取ろうとしておられる方もいらっしゃると思うのですが、様々こういったような条件でだんだんとこれは利用者サービスの拡大の観点で、権利者の権利を不当に害していないというようなケースについて例外を拡大していますので、そのことについてちょっとここに書かれています。この関係者の方は詳しくまたテキストで参照していただければと思います。

#### (7) 授業目的公衆送信補償金制度 SARTRAS (サートラス)

それから特に最近オンライン授業はコロナ禍の関わりにおいてこの2～3年、非常に有効に活用されまして、それについて文化庁のほうでも制度をつくっていますので、これについて若干のご説明をしようということなのですけども、補償金制度というのをつくって、言わば許諾と先ほどの無断利用の間というふうに考えていただければと思うのですけども、学校がこの権利者団体、SARTRAS

(サートラス)といいますけども、この権利をまとめてくれているその団体と契約して補償金を支払えば許諾が不要と、こういう仕組みをつくっているです。この補償金というのは、小学校や中学校は非常に安く設定されているので、かなり権利者側もここは譲歩して、ここでお金をたくさん取ることは考えませんということで、特に許諾を取るといつても非現実的ですね、そうすると使えないという形になってしまふと教育ができない、オンライン授業ができないという、そういう弊害がありましたので、ここで補償金という制度をつくりながら、許諾が不要であるという仕掛けにしているわけですね。こういった制度もあると、だから許諾と無断利用の間の補償金制度というものがオンライン授業などで設けられているということでございます。

#### (8) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

それからもう一つ大事な点について覚えておいていただければと思いますが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスという、これも一つのものなのですが、別のものもあるのですけれども、時間のあるときにまたこういったサイトを見てどんなものかというのに当たっていただければと思うのですけれども、ご承知の方もいるかもしれませんけど、これは権利者側のほうこれも一定の条件の範



授業目的公衆送信補償金制度



クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

囲内ではこのマークで示すのですけども、マークで示したコンテンツについては許諾なしに利用ができますよと、この範囲内であればどうぞご自由にお使いくださいという、言わば権利者側のほうから権利を一定譲歩していると、もちろん何かこの範囲内でという限定はあるのですけれども、例えば商業利用はできませんよって、それはそうなのですけれども、商業利用じゃなければよろしいですよとかですね。そういう言わば権利者側からのマークを付けることによって、自由に利用ができるような運動をしようということで、そういうクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付与して創作活動の邪魔にならないようにしようと、どんどん使ってもらおう、こういう発想です。

これも一種の著作権法の仕組みを守りながら、ただ権利者の側からの意思表示によって利用を促進すると、こういったような仕掛けを運動として展開していると、比較的世界標準的な広がりを見せているのがクリエイティブ・コモンズ・ライセンスというものでございます。ですから例えば大学やあるいは学校でつくったようなコンテンツについては、このマークをつけることによってほかのところでも使っていただくということを促進することも可能ですので、こういったことは望ましいのではないかと思います。

ここで先ほどの SARTRAS についてちょっと復習になりますけども、この補償金制度をもうちょっと詳しく言うとこんなことですということで、これもちょっと細かい話になるので中に深入りしないようにしたいと思いますけども、要するに著作権者の利益を不当に害することとなる場合にはこの限りではないと。このただし書についてはよく認識をしておいていただければと思います。もうちょっと知識が必要な方はテキストを参照していただければと思います。SARTRAS はこの権利の管理をしている団体で、23 の団体が集まっています。これらの補償金を一括集めて、23 の権利者の団体に分配するというためにこの法人がつらわれている、こういうことになります。ですから払った補償金はいずれその権利者のほうの団体を通じて、本人・個人のほうに分配になるという、こういう建前をつくっているわけです。実際にその少額のお金を分けていくのは大変かと思いますけども、こういう仕掛けをして補償金制度によって権利者の権利を不当に害しない、こういった状況をつくり出しているということになります。詳しくは SARTRAS のウェブページとか、あるいは 35 条の運用指針などを時間のあるときに見ていただければと思います。必要に応じて結構です。

## (9) 私的使用目的の複製

それから先ほどの私的使用目的の複製をあまり拡大解釈すると違法、侵害になってしまいますよという注意を申し上げましたけど、もともと個人的関係という私的領域での使用目的複製に限られるということです。従って目的外の頒布、だから自分のために取ったものを今度は他人のほうに頒布して配ってしまう、コピーを分けてあげたということになりますと、これは複製権の侵害になってしまふので、ここは注意していただければと思います。ですから比較的この私的使用目的の複製というのは、広いようで実際に何か便宜を取り計らって上げようすると、ちょっとそれは不当に害しているじゃないですかというようなそういうことになりかねませんので、これはデジタルアーカイブの実務に携わられる方も注意をしていただければと思います。目的外頒布とかこういったことは、私的使用目的の複製の範囲外になってしまいますよということですね。

従って、条件について文化庁テキストは比較的狭いというか、意外と狭いのだなという書き方をしていて、家庭内だと限られた範囲内で、仕事以外の目的、仕事は駄目なのか、ああ駄目なのだということですね。それから使用する本人が複製する。自分の指示に従って作業してくれる人に、誰かに頼むことは可能なのですけれども、みんなのために誰かがまとめて取るとか、そうなってくると怪しい、それぞれがちゃんと取らなきゃいけませんよというのが原則ですよという。それから誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと。これは音楽を想定しているのですけれども。ですからコンビニのコピー機でいろいろ資料のコピーを取る、複写するということ、これは結構なのです。ただ、ダビング機などで、昔はよくカセットテープや何かをどんどんダビングして聴いていた時代がありまして、こういったダビング機でコピーをどんどん取って仲間にどんどん渡していくといったようなことがあったものですからこういう書き方をしているのだと思うのですね。だからコピーガードを解除しても駄目ですよとか、それから、（著作権を）侵害したインターネット配信から取ってきたものは駄目ですよとか、こういったことが書かれています。ですから仕事で使えないのだって、ここのところ辺りはちょっと重要ですので注意していただければと思います。

## (10) 引用

それからもう一つこの無断利用というか、これは無断利用のケースで結構使われるというのは引用ということなのですね。引用というのは当然いろいろな、例えば学術の世界では引用しないような学術論文は多分ないのですね。何々さんがこういう成果を出されています。それを引用して、その上に立って私はこういう

ふうに新たなことを考えましたという、そういう格好になるわけなのですけれども、引用する場合にこれらの条件を満たしてくださいということなのですね。これはまた詳しくはテキストで参照していただければと思うのですが、ざつとご説明しますと、明瞭に区分しなければいけません。例えばかぎ括弧でくくってここは引用しましたというような括弧で明確にする。それから主従関係というのは自分の書いている部分、自分がつくっている部分が主ですよと。あくまで他人のつくった著作物からの引用は従ですよという、こういう主従関係。これが逆転しているようでは引用とはいえないということなのですね。それから公表されたものに限る、これは普通だと思いますが。公正な慣行というのはその著作物やその業界の慣行というのがありますので、それにはちゃんと従いましょう。だからどこから、出典の明示なんかは特に慣行がありますよね。出典の明示など、公正な慣行に従って行いなさいと書いてあります。また、目的上正当な範囲内ですので、これはむやみと広げて引用するということでは、これは認められませんということで、これも常識かと思うのですけれども、引用と言いつつ実は複製をしてしまうというような場合には、正当の範囲を超えて引用しているような格好を取るようなものもありますのでこういう書き方をしています。それから出典の明示で、これはもう言わずもがなで、これをしないなければ完全に盗用したとかそういうことになりますね。それから著作者の意に反する改変は不可です。これは引用の際に、ですから書かれているとおりに括弧でくくって、それで出典も明示して引用するというのが無難なところだと思われます。意に反する改変は不可ですので、デジタルアーカイブなどをつくる際には、とにかくそのまま持ってくるというふうに覚えておいていただければ無難かと思います。何かちょっと短くしてしたりしますと、ちょっと引用としての正当性が問題になる可能性があります。

### (1 1) 編集著作物

それからデジタルアーカイブは著作物なのかということで、これは言わずもがなですが、先ほどちょっと申し上げた編集著作物になるものと思われます。こういったような条件を満たせばということなのですね。この辺りはこのくらいでよろしいとは思いますが、素材は著作物とは限らないって、こここのところは頭の整理がちょっと必要だと思います。

次に参ります。隣接権ですが、デジタルアーキビストの資格を目指される方については必ず頭に入れていただく必要があると思うのですけれども、本来の著作者の権利とごっちゃになると、頭がちょっと混乱しそうなので、あまり深入りは最初に学ばれる方にはお勧めしません。しませんけれども、最初に申し上げたと

おり、隣接権は具体的には実演家、レコード製作者、そして放送事業関係、この細かくいうと4者に与えられているということですね。レコード製作者とは、音を最初に固定して原盤を製作した方ということで、これはレコード会社だというふうに理解したらよろしいかと思います。大事な点は、実演家の権利については人格権があります。実演家の人格権があるということ、これだけはちょっと頭に今、入れていただければと思います。よく、例えば動画や何かでお祭りや何かの様子を撮影したものをアーカイブ化するというようなこととかがあると思うのです。あるいは芸能や何かであると思いますが、その実演をされている方の人格権が働いてきますので、そうすると同一性保持権、こういうことも皆さんされないとは思うのですけど、名譽声望を害するような改変をされない権利、要するに何かその人の名譽を害する、名声を落とすような、そういうた的な変な改変をするという、そういうことはしては駄目ですよということですね。まさかそういうことはされないとは思うのですけれども、この同一性保持権というのが実演家人格権にはあります。氏名表示権もあります。これは実演家の権利だけなのですね、この隣接権の名が出てくるのは、ですから実演家人格権については、頭の片隅に入れていただければと思います。あとはちょっと細かくなりますのでこの場では省略させていただきますが、必要ならばテキストを参照していただければと思います。

レコード製作者、それから放送事業者の権利としてはこういう権利がありますということで、この辺もかなり、一部報酬請求権になっているところとかこういうのがあります、権利が少し弱められている。報酬請求権というのが出てきた場合には、報酬を請求するだけですので、許諾を得るということよりはちょっと弱くなっている、そういうふうに理解していただければと思います。

## (12) 契約書作成

それから契約書についてですけれども、何で契約書が出てきたのかといいますと、先ほどまでご説明しているのは権利の処理等を確実に行ってくださいよということなのですが、権利を譲渡していただくとかといったことが実務上は必要になってきます。一筆その契約書で譲渡していくっていただければデジタルアーカイブの中で収納して、そして皆さんに公開することもできるようになるからですね。財産権は譲渡可能なのですね。通常の利用許諾とは区別することというのは、先ほどまでご説明してきたのは、著作者の権利としては無断で何々されないということで利用許諾を得て行ってくださいねという話でした。ここで言っているのは権利の譲渡ですから、その著作権 자체をこちらに譲渡していただくという

ような、そういう実務がありますよということなのですね。ですから、プロの方というよりはむしろ一般の方、素人の方との間の契約というふうなことになるとと思うのですが、それは譲渡してくださいということで契約書を作るわけですね。それから人格権は譲渡できません。これは一身専属で譲渡できない形になつてるので、じゃあどうするのかというと、例えば改変を行う場合にはあらかじめ著作者に内容確認の機会を与えますとか、あるいは著作者人格権の行使はいたしませんとご本人から一筆頂いて、例えば同一性保持権で若干何か編集したりとかそういうことが出てくる、それは無断でやらせてくださいと、そういうことで人格権の行使はいたしません。同一性保持権は主張いたしませんというような特約を行うということで円滑化しております。こういったことも文化庁のウェブサイトの中に著作権契約書作成支援システムというのがあるのですね。これはちょっと時間のあるときに見ていただいて、具体的に作ってみると私の言っていることも理解できると思うのです。特にここは若干ややこしいことを書いていますけども、すべての著作権の譲渡を行う場合には、すべて、この括弧の中が大事なのですね。著作権法第27条及び第28条の権利を含むというふうに明確に書いておきませんと、実はすべての著作権を譲渡してもらったことにならないのです。これは61条第2項のところに27条と27条の権利については契約で特掲しないと、特別に書かないと著作者に留保されたものと推定されるというふうになっているのですよ。こういった規定があるものですから、この推定を破るために明確にこの権利を含みますということをこの括弧内で、これが大事なのですが、これを譲渡するというふうに書いておいてもらうということで、そこでサインをしていただいて契約成立ということで、実務上問題なく、こういったことが行われるかどうか分かりません、二次的著作物をつくるということがあるか分かりませんけれども、これでやっとすべて譲渡していただいたということになります。ということが注意事項なのです。この文化庁のウェブをちょっと見ていただければと思います。

### (13) 肖像権

肖像権については、これは実定法がありません。判例で定められたそういう認められた権利なのですね。みだりに自分の肖像や全身の姿を撮影されたり、撮影された写真をみだりに公開されたりしない権利のことをいいます。最高裁判決の平成17年11月10日の判決、これが基本的な判例として常に参考されるものとなっております。違法となるのは、撮影によってその人の人格的利益の侵害が社会生活上の受容限度を超える場合であるとしているわけなので



著作権契約書作成支援システム

す。違法性の判断基準にこの6点が挙げられているものですから、これもまたウェブで見ていただければと思うのですけれども、デジタルアーカイブ学会の肖像権ガイドライン、こういったもので少しデジタルアーカイブの実務をされる方の参照していただくような、そういう自主的な基準作成のために参考すると、そういうものとして提示されていますので、これを見ていただければと思います。肖像権が問題になるのは、恐らく写真や何かをアーカイブ化するということだと思うのですけれども、できるだけその方の許諾を得るということが必要で、それが得られない場合にさあ判断基準としてどうだろうかというのでこのガイドラインを少し勉強のために見ていただければと思います。ただ、あくまでそれぞれのアーカイブのほうで自主的な基準を作成するという、そのための助けになっておりますので、このガイドラインが何か特別な、これを守ってさえいれば絶対に安泰であるとかといったふうに受け取られるとちょっと違うのではないかと思われます。

利用規約ですけれども、これは利用する場合にこうしてくださいよということで、皆様方がつくったデジタルアーカイブの利用のルールもなければいけないと思うのですけど、これは運用していく場合に必要だと思うのですが、そのときにはこういった内閣官房のIT総合戦略室や企業などがつくっておられるようなものを参考におつくりになるといいと思います。

それから侵害への対抗措置、こういうこともないかと思うのですけれども、著作権、皆様方の権利、デジタルアーカイブのほうで何か侵害されたというようなことがあった場合、あるいは何か逆にアーカイブ側に侵害されたということで訴えられる可能性もありますけれども、著作権を侵害するとこういったような問題が起きますよということでここに書かせていただいております。また、直接的侵害でなくても間接的な侵害のケースについてもかなり安全保障措置として、これを侵害とみなすというような規定も設けられていますのでご注意ください。

#### (14) 慣習

それから慣習ですけれども、慣習について何でこんなところでというふうにお思いの方もいらっしゃると思うのですけれども、これは法的な権利というよりはむしろ心の問題としてその大切にしている方々に対して心の言わば侵害になるということで、デジタルアーカイブの作成に当たって非常に注意が必要だということであえてここに書かせていただいています。地域が大切にしている神聖な場所への立ち入りを勝手にしてしまうとか、あるいは神聖とされる儀式をのぞき見るあるいは撮影してしまうというようなそういったような行為、これはやはり慣習

への配慮に欠けた不適切な行動として問題になります。場合によっては何か不法行為のような形で民事的な裁判を起こされる可能性もあるかと思いますし、またアーカイブの差止めなんていうことも出てくるかもしれません。いずれにしてもこういったことについては現場で地域の方々と交渉すると、適切なやり方で何かアーカイブ化する場合には協力いただくというような、そういった橋渡しの役割をデジタルアーキビストとして行っていただく必要があると思うのです。

そこで最後ですけれども、終わりにということで、私のほうで述べてきたことは、著作権の基礎基本となるような事柄について、ここで頭に入れていただくことと同時に、やはり時間のあるときに、またあるいは時間をつくっていただいて、もう少し深く著作権テキストなどを使って、あるいは最初のページに挙げたようなそういう学習教材を使って、実際にもう少し知識を深めていただく、こういうことをお願いしたいということでここに書かせていただきました。特に正確な知識に基づく実務とここに書いていますけれども、これを心がけていただきまして、私のお話の中でも、場合によっては侵害になってしまいますよとか、あるいは拡大解釈すると危険ですよとか幾つか申し上げました。そういったことが往々にして行われているという傾向もあります。ですから、そういったときにはやはりデジタルアーキビストとしては正確な知識に基づく、その説明をしてあげて、そして正しい行動に結びつくようにできるだけ持っていくということが行動規範としては必要だと思います。

## 課題

1. デジタルアーキビストに著作権処理の能力が必要であることについて具体的に説明しなさい。
2. 著作者の権利について具体的に説明しなさい。
3. 著作権の契約書を作成しなさい。